

第4次京丹後市交通安全計画

(平成28年度～32年度)

～交通事故のない京丹後市を目指して～



京丹後市交通安全対策会議

ま え が き

京丹後市交通安全対策会議では、市民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、合併以来、3回にわたり「京丹後市交通安全計画」を策定し、市民の理解と協力を得ながら、京都府、関係機関・団体そして地域が一体となり、様々な交通安全対策を講じてきた。

その結果、近年では、5年連続して事故発生件数、負傷者数が減少し、着実な成果を上げてきたところであるが、平成23年から平成27年の5年間に14の方が交通事故で亡くなられたことが、大変残念な結果となった。

また、山陰近畿自動車道・野田川大宮道路（京丹後大宮IC）の整備に伴い、市外からの流入自動車数は増加することが予想されるため、より一層「クルマ社会」となり、交通事故発生の増加が推測される。

このような観点から、当会議では、京都府交通安全対策会議が策定した「第10次京都府交通安全計画」に基づき、市内における「第3次京丹後市交通安全計画」の総括を踏まえた計画とし、また京丹後市が策定した「第2次京丹後市総合計画」の実現のための長期ビジョンである「災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります」を目指し、安全で円滑かつ快適な交通社会を実現するため、京都府、市、京丹後警察署、関係機関・団体と連携し、交通の現状や地域の実情等を踏まえ、交通の安全に関する施策に対し、平成28年度から32年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「第4次京丹後市交通安全計画」を定めるものである。

目 次

計画の基本的な考え方	1
第1章 道路交通の安全	
第1節 交通事故のない京丹後市を目指して	
1 交通事故のない京丹後市を目指して	4
2 歩行者の安全確保	4
3 地域の実情を踏まえた施策の推進	4
4 役割分担と連携強化	4
5 交通事故被害者等の参加・協働	5
第2節 道路交通についての目標	
1 交通事故の現状と今後の見通し	5
(1) 交通事故の現状	5
(2) 交通事故の見通し	6
2 交通安全計画における目標	8
第3節 道路交通の安全について	
1 今後の道路交通安全対策を考える視点	8
(1) 交通事故による被害者を減らすために重点的に対応すべき事項	8
ア 高齢者及び子どもの安全確保	8
イ 歩行者及び自転車の安全確保	10
ウ 生活道路における安全確保	10
(2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項	11
ア 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	11
イ 地域ぐるみの交通安全対策の推進	11
2 講じようとする施策	11
(1) 道路交通環境の整備	11
ア 生活道路等における高齢者・子どもの安心・安全な歩行空間の整備	12
イ 高規格道路等の更なる活用促進による生活道路との機能分化	12
ウ 幹線道路等における交通安全対策の推進	12
エ 交通安全施設等の整備事業の推進	13
オ 歩行者空間のバリアフリー化	13
カ 効果的な交通規制の推進	14
キ 自転車利用環境の総合的整備	14
ク 交通需要マネジメントの推進	14
ケ 災害に備えた道路交通環境の整備	14
コ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	15

(2) 交通安全思想の普及徹底	15
ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
イ 交通安全に関する普及啓発活動の推進	19
ウ 自転車の安全利用の推進	20
エ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	21
オ 住民の参加・協働の推進	21
(3) 安全運転の確保	22
ア 運転者教育等の充実	22
イ 二輪車安全運転対策の促進	22
ウ 高齢運転者対策の充実	22
エ 安全運転管理の推進	23
オ 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	23
カ 交通労働災害の防止等	23
キ 道路交通に関連する情報の充実	23
(4) 車両の安全性の確保	23
(5) 道路交通秩序の維持	23
ア 交通の指導取締りの強化等	23
イ 暴走行為対策の推進	24
(6) 救助・救急活動の充実	25
ア 救助体制の整備・拡充	25
イ 救急医療体制の整備	27
ウ 救急関係機関の協力関係の確保等	27
(7) 被害者支援の充実と推進	28
ア 無保険(無共済)車両対策の徹底	29
イ 交通事故被害者対策の充実	29

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない社会を目指して

1 鉄道事故の状況等	30
(1) 鉄道事故の状況	30
(2) 近年の鉄道事故の特徴	31
2 交通安全計画における目標	31

第2節 鉄道交通の安全についての対策

1 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	31
2 講じようとする施策	31
(1) 鉄道交通環境の整備	31
ア 鉄道施設等の安全性の向上	31
(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	32
(3) 鉄道の安全な運行の確保	32
(4) 被害者支援の推進	32

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない社会を目指して

1 踏切事故の状況等	33
(1) 踏切事故の状況	33
(2) 近年の踏切事故の特徴	33
2 交通安全計画における目標	34

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	34
2 講じようとする施策	34
(1) 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	34
(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	34
(3) 踏切道の統廃合の促進	34
(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	35

参考資料	36
交通安全対策基本法	37
京丹後市交通安全対策会議条例	39
京丹後市交通安全対策会議委員・幹事名簿	40
用語集	41

交通安全計画体系

《 5 箇年計画 》

国	交通安全基本計画	
	根拠	交通安全対策基本法第 24 条第 1 項
	作成	中央交通安全対策会議
	内容	1
2		交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項



都道府県	都道府県交通安全計画	
	根拠	交通安全対策基本法第 25 条第 1 項
	作成	都道府県交通安全対策会議
	内容	1
2		都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項



市町村	市町村交通安全計画	
	根拠	交通安全対策基本法第 26 条第 1 項 (平成 23 年 8 月 30 日法改正あり。必須策定から努力義務に変更)
	作成	市町村交通安全対策会議又は市町村長
	内容	1
2		市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項